

公共事業評価の実施方法について

四国地方整備局

公共事業の評価の流れ

【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。
平成10年度から導入。

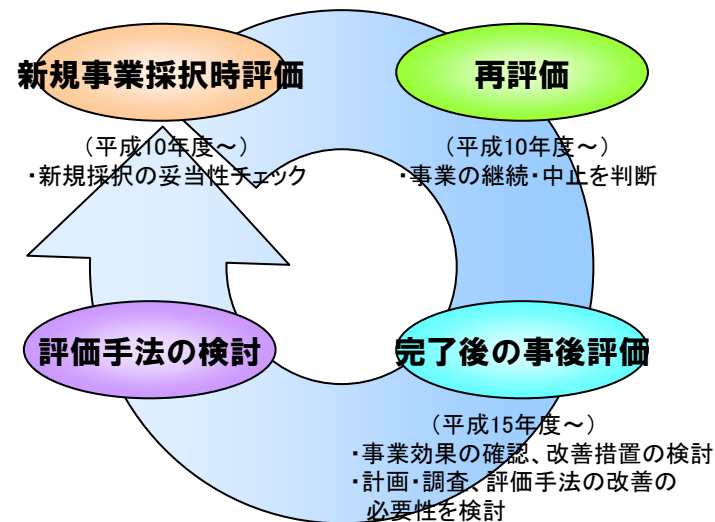
【再評価】

事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

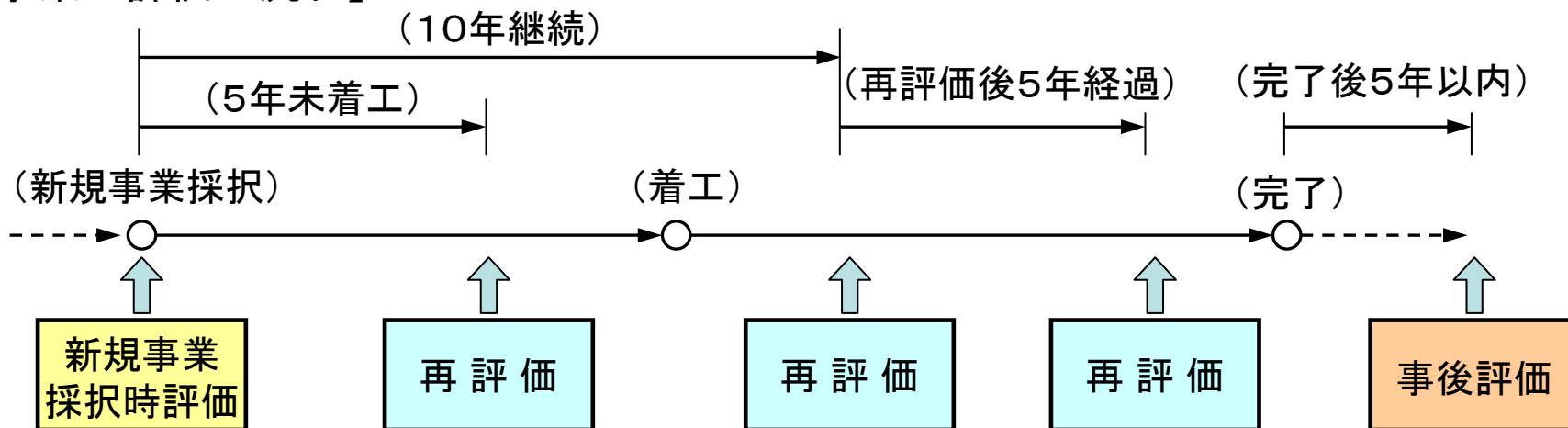
【事後評価】

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性を検討するもの。平成15年度から本格的に導入。

事業評価の流れ（PDCAサイクル）



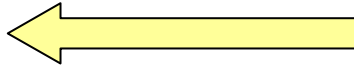
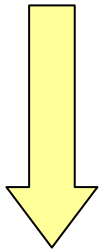
【公共事業の評価の流れ】



新規事業採択時評価

評価対象事業〔評価の実施主体は本省等〕

- ① 事業費を予算化しようとする事業
- ② 事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業のうち、準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業



事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法
(第3者委員会である評価手法研究委員会の意見を踏まえて
策定し、公共事業評価システム検討委員会に報告、公表)

評価の視点「予測」

- ・ 費用対便益
- ・ 事業の影響(住民生活、地域経済、災害、環境、地域社会等への影響)
- ・ 事業実施環境(他事業との関連、住民協力等)



対応方針（新規事業採択箇所の決定）

事業評価を踏まえ当該年度の予算枠、地域固有の状況等を総合的に検討



結果等の公表

公共事業の再評価

再評価対象事業〔評価の実施主体は地方整備局等〕

- ① 事業採択後5年経過して未着手の事業
- ② 事業採択後10年経過して継続中の事業
- ③ 着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年経過した事業
- ④ 再評価実施後5年経過した事業 等

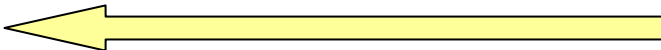
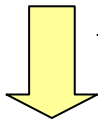


再評価の視点「見直し」

- ① 事業の必要性等
 - ・事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - ・事業の投資効果（費用対効果分析の原則実施）
 - ・事業の進捗状況（進捗率、残事業の内容等）
- ② 事業の進捗の見込み
- ③ コスト縮減や代替え案等の可能性

事業評価監視委員会

- （大学教授、経済界、法曹界等8～12名で構成）
- ・地方整備局、公団、地方公共団体等ごとに設置
 - ・全ての再評価対象事業について審議
 - ・事業評価監視委員会による意見具申
 - ・審議の公開等により透明性を確保
 - ・事業評価監視委員会の意見の尊重



対応方針

「継続・見直し継続」又は「中止」

対応方針の考え方

「継続・見直し」：①、②の各視点で継続が妥当

③の視点で見直しして、①、②の各視点で継続が妥当

「中止」：①、②の各視点のいずれか又は両方で継続が妥当でないと判断



評価結果等の公表

評価結果、対応方針の決定理由、中止に伴う事後措置等を公表

公共事業の事後評価

事後評価対象事業

- ① 事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業
- ② 審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

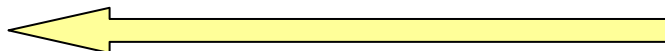


事後評価の視点「実績の確認」

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 事業実施による環境の変化
- ④ 社会経済情勢の変化
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
- ⑥ 改善措置の必要性
- ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

事業評価監視委員会

- （大学教授、経済界、法曹界等8～12名で構成）
- ・地方整備局、公団、地方公共団体等ごとに設置
 - ・全ての事後評価対象事業について審議
 - ・事業評価監視委員会による意見具申
 - ・審議の公開等により透明性を確保
 - ・事業評価監視委員会の意見の尊重



対応方針

- ・必要に応じ、再度事後評価、改善措置を実施
- ・評価結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映

対応方針の考え方

- ①～④の各視点から「改めて事後評価を実施する必要があるか」、「改善措置を実施する必要があるか」、「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要があるか」について検討



評価結果等の公表

評価結果、対応方針及びその決定理由等を公表